○経済産業省告示第百六十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月二十五日から施行する。

平成二十六年七月二十五日　経済産業大臣　茂木　敏充

本則中「輸出貿易管理令第四条第二項」を「輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号」に改め、「貨物は、」の下に「同令別表第二の三五の三の項（一）及び(六)に掲げる貨物のうち、」を加える。

○経済産業省告示第百六十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三五の三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものを次のように定め、平成二十六年七月二十五日から施行する。

なお、平成十六年経済産業省告示第二百八十七号（輸出貿易管理令別表第二の三五の三の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める物質）は、平成二十六年七月二十四日限り、廃止する。

平成二十六年七月二十五日　経済産業大臣　茂木　敏充

輸出貿易管理令（以下「令」という。）別表第二の三五の三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものは次に掲げるものとする。

一　令別表第二の三五の三の項（二）に掲げる貨物であって、次に掲げるもの

イ　一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマＢＨＣ）

ロ　テトラエチルピロホスフェート（別名ＴＥＰＰ）

ハ　砒酸鉛

ニ　水酸化トリシクロヘキシルスズ（別名シヘキサチン）

ホ　二・四・六―トリクロロフェニル―四'―ニトロフェニルエーテル（別名ＣＮＰ又はクロロニトロフェン）

ヘ　ペンタクロロニトロベンゼン（別名ＰＣＮＢ又はキントゼン）

二　令別表第二の三五の三の項（五）に掲げる貨物であって、次のイ、ロ若しくはニからヘまでに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又はハに掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤及びそれらの物の混合物

イ　ベンジジン及びその塩

ロ　四―アミノジフェニル及びその塩

ハ　石綿

ニ　四―ニトロジフェニル及びその塩

ホ　ビス（クロロメチル）エーテル

ヘ　ベーターナフチルアミン及びその塩

○東北地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	山形市大野目一丁目三三一番三から同市浜崎二四番まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月二十六日

○関東地方整備局告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　八王子都市計画道路事業三・五・五十三号台町五日市線

三　事業施行期間　自平成二十六年七月二十五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都八王子市楢原町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
中津川市山口二二六一番四〇から同市山口二二六一番八八まで	前	一四・〇〇～一九・〇〇	〇・〇六七	
	後	一四・〇〇～二三・〇〇	〇・〇六七	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで	前	A 六・七〇～一五三・〇〇	二六・〇一〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・〇〇～二三七・〇〇	一九・〇三〇	
	後	A 六・七〇～一五三・〇〇	二六・〇一〇	
		B・C 一〇・五〇～二六四・五〇	二四・五四七	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
郡上市白鳥町中津屋字九十九三九七番四から同市白鳥町大島字萩原一五四五番一まで	前	一五・五〇～二六・〇〇	〇・五〇四
	後	一五・五〇～二三・〇〇	〇・五〇四

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所